

長岡市学生起業家育成補助金

● 概要

起業を目指す学生等に対して、ビジネスモデルの検証や開業に必要な資金の一部を支援します。

● 対象者 (1) ~ (3) のすべてに該当するもの

- (1) 大学等に在学中もしくは卒業後5年未満の者または市内の大学等の教員
- (2) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 補助金の実績報告書の提出日までに市内で起業する予定の者
 - イ 交付申請日において、市内で起業して1年に満たない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと

● 対象事業及び補助金額

補助対象事業	補助金額
事業計画に妥当性があり、事業の継続性と将来的な成長性が期待できる事業	補助対象経費4/5以内 (法人30万円、個人20万円上限)

● 対象経費

設備費、賃借料、外注・委託費、広報費、原材料費、インターネット、ソフトウェア関係費、旅費、書籍購入費、専門家謝金、会社の設立登記費

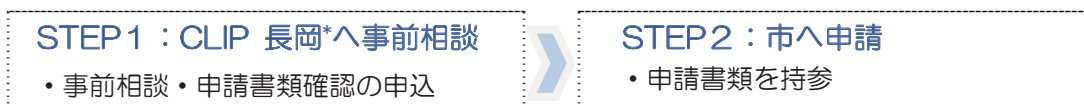
● 事業期間

交付決定日 ~ 令和9年2月28日（日）

● 募集期間

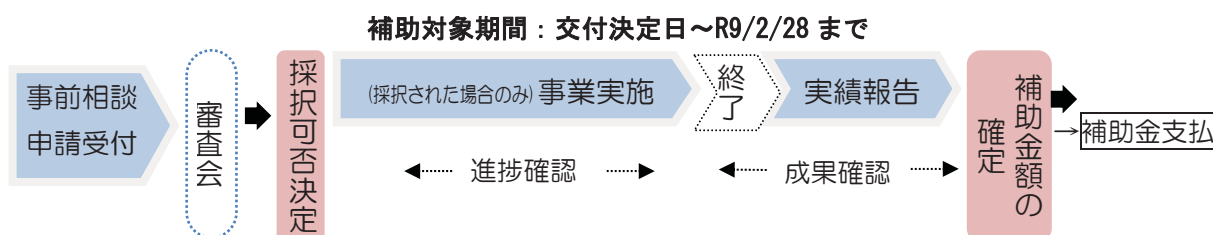
令和8年4月1日（水） ~ ※予算に達し次第終了

● 申請の手順



*起業支援センター CLIP 長岡 <https://www.kigyousien.or.jp/> (P.34 をご覧ください。)

● 事業スケジュール



● 問合せ 産業イノベーション課 (0258-39-2402)